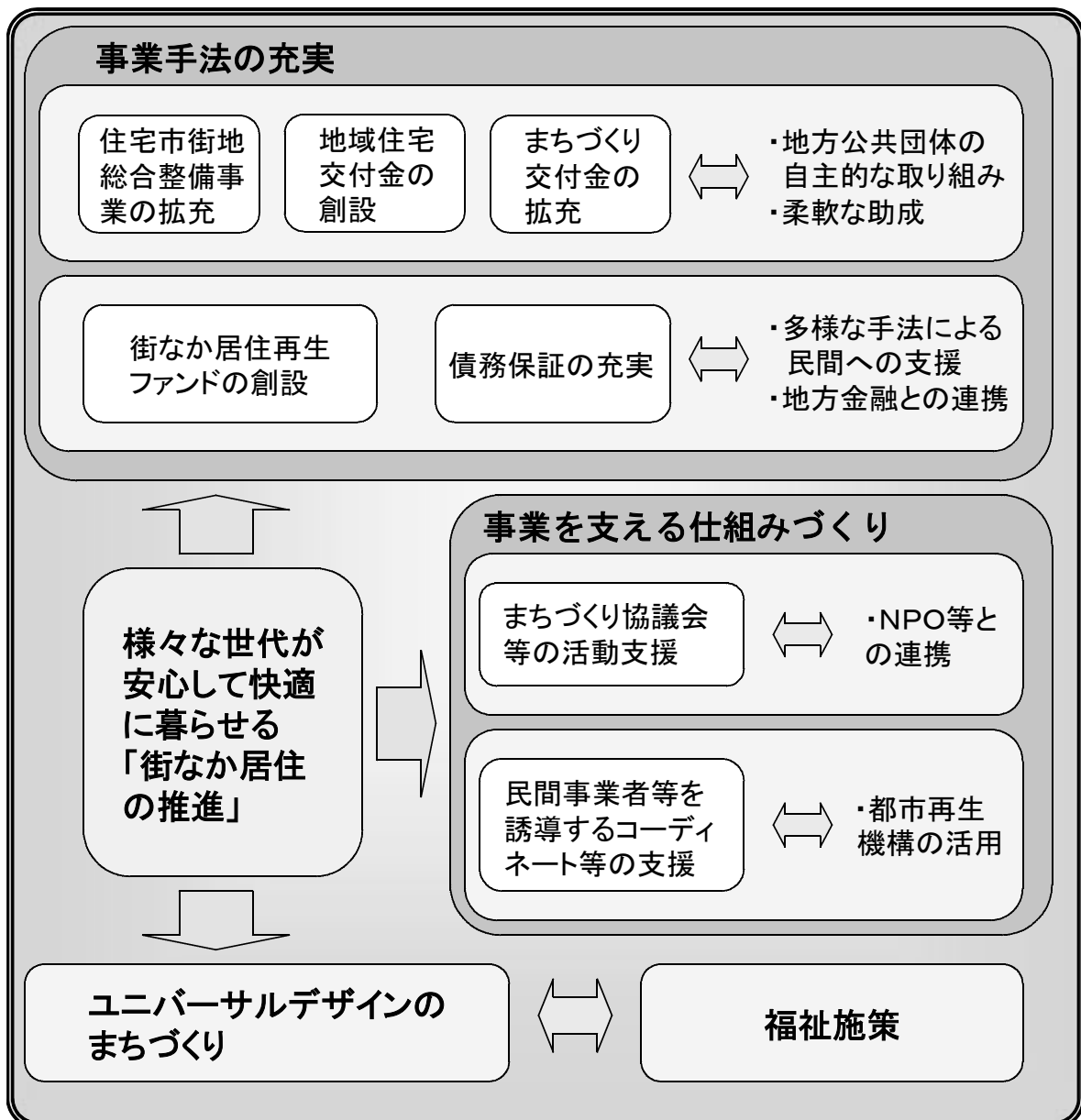


3. 街なか居住の推進のための総合的支援

国費 3,340億円

中心市街地の空洞化が進行する地方都市等の街なか居住等を推進することにより地域再生を図るため、街なか居住再生ファンド等により民間事業の資金調達等を支援し、住宅市街地の整備事業への助成を拡充するとともに、都市再生機構による都市再生への民間誘導を促進するための措置等を講じる。

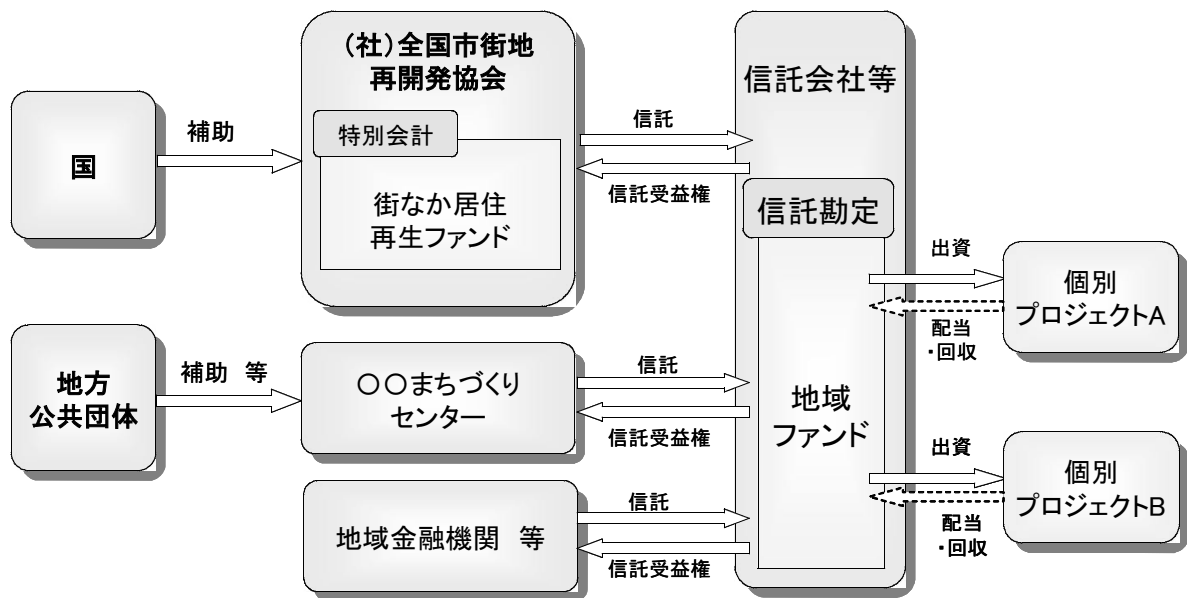


(1) 民間事業の資金支援

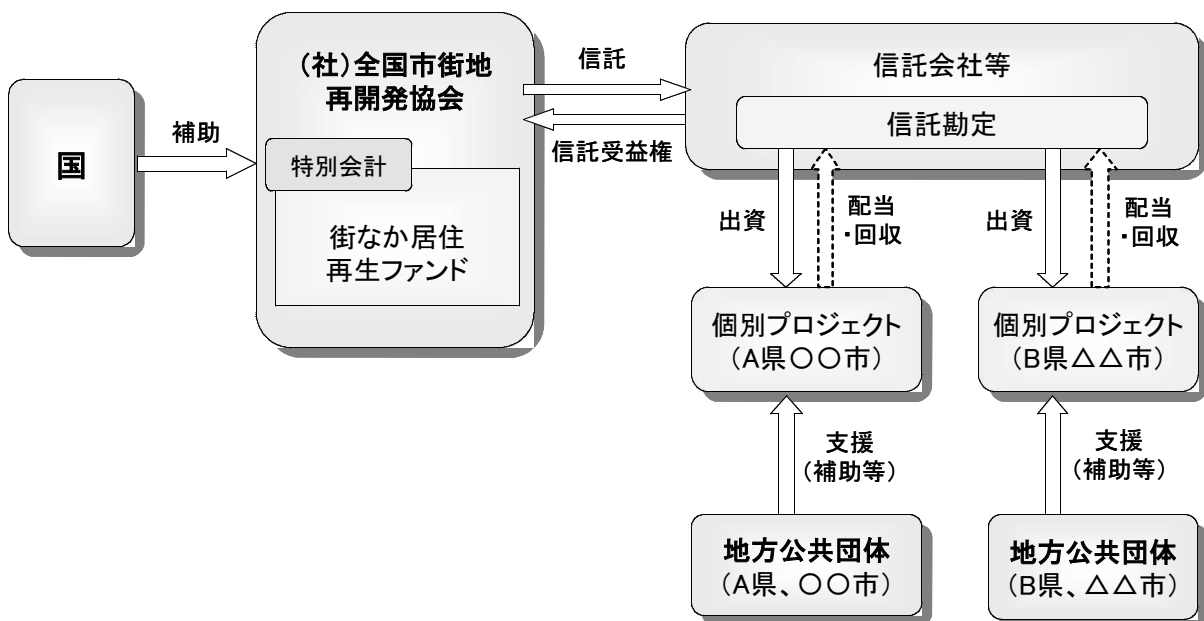
① 街なか居住再生ファンド

地方都市等の中心市街地活性化を図るため、小規模な遊休地等を核として行われる民間の多様な住宅等の整備事業に対して出資による支援を行う街なか居住再生ファンドを創設する。

地域ファンド方式のスキーム(例)



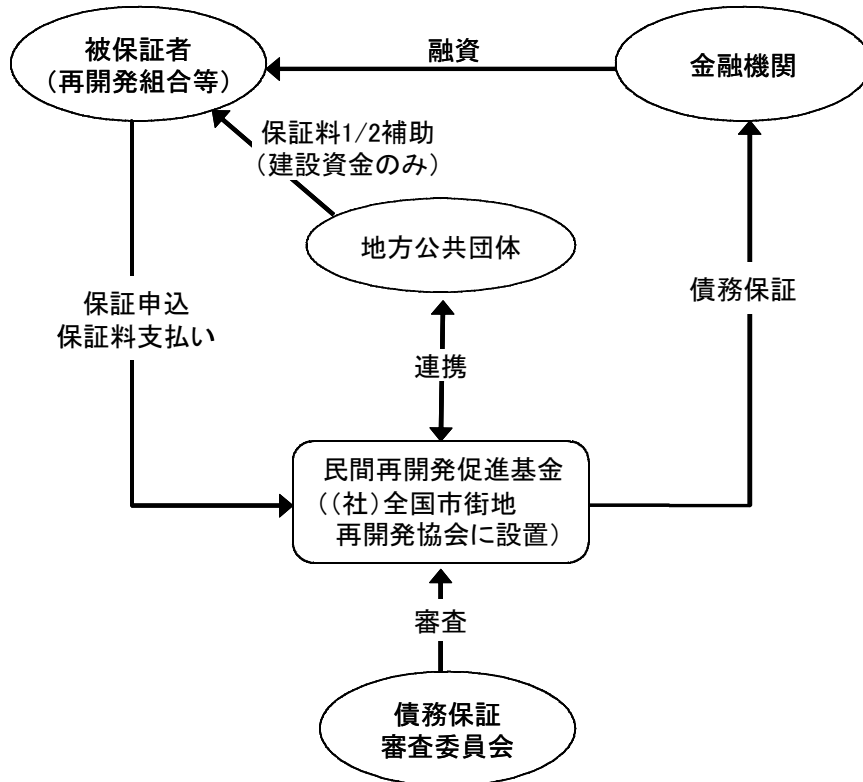
直接支援方式のスキーム(例)



②民間再開発促進基金の対象拡充

民間による市街地再開発事業の一層の推進を図るため、再開発会社が市街地再開発事業を施行する場合の建設資金について、民間再開発促進基金による債務保証の対象に追加する。

<民間再開発促進基金による保証制度の仕組み>



(2) 住宅市街地の総合整備の推進

①住宅市街地総合整備事業の拡充

地方都市等の中心市街地において街なか居住を推進するため、駐車場等の未利用地の活用等による住宅の整備、街のバリアフリー化、公共公益施設の整備などを一体的に助成できるように補助制度を拡充する。



②まちづくり交付金の拡充

個性あふれるまちづくりを実施するため、市町村の提案を一層事業に活かすことができるよう、一定の要件を満たす場合、市町村の提案による事業等の割合を現行の1割から2割に引き上げる。

(3) 都市再生機構による都市再生への民間誘導等

①都市再生への民間誘導、既存賃貸住宅ストックの活用

密集市街地整備、防災公園街区整備、住宅市街地の総合的整備、土地有効利用、ファミリー向け賃貸住宅の供給などを民間事業者を誘導しながら推進していくため、必要な出資金を措置する。

また、今後更新期を迎える昭和40年代賃貸住宅ストック（32万戸）について、リニューアル、建替え等を通じたストックの有効活用を進めつつその集約化を図るため、出資金制度の拡充を行う。

②ニュータウン業務等の早期終了と財政融資資金の繰上償還

設立時における資産評価の結果を踏まえ、自助努力による経営改善への取組みを前提に、ニュータウン業務等の経過措置業務に関し特別の勘定を設けたうえで、土地の早期処分により得られた資金等を活用して財政融資資金の繰上償還（補償金免除）を行う。

（関係法案を平成17年通常国会に提出予定）